

※病後児保育（こどもえんつくし）を利用する場合

病後児保育連絡票

児童の氏名		
年 月 日生（ 歳）男・女		
年 月 日 診断の結果、病気の回復期（解熱・微熱等）にあると認められます。		
診断医療機関名及び 電話番号		診断医師署名 印

※太枠は医師が記載し、その他は、保護者が記載すること。

症状（病名等）	
経過（検査内容等）	
治療（処方内容）	食前・食後・（ 時）・その他（ ）

保育上の留意点	
安静	特に制限なし・ベッド安静・その他（ ）
食べ物	特に制限なし・絶食・その他（ ）
薬	特になし・処方の通り・その他（ ）
その他留意事項	

医 師 各 位

福山市保健福祉局ネウボラ推進部
保 育 施 設 課 長

病後児保育連絡票の発行について（依頼）

福山市では、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び児童の福祉の向上に寄与するため、病児・病後児保育事業を実施しております。つきましては、医療機関以外が実施する病後児保育事業を利用する場合は、病後児保育連絡票が必要になりますので、当該児童が本事業を利用可能であると認められる場合に限り、当該連絡票を発行していただきますようお願い申し上げます。

【参考】病後児保育事業について

対象者	<u>病気の回復期</u> であり、集団保育が困難である児童。
事業内容	上記対象者について、病院若しくは診療所又は医療機関と連携する保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育を行う事業。
福山市HP	https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/288305.html

【問合せ先】

福山市保育施設課
企画担当
TEL:084-928-1140